

第五回

参第一号

国家公務員法の一部を改正する法律（案）

国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十四号中「三月三十一日限り」を「七月一日に」に改める。

第三次改正法律附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

各公団の存続期間がそれぞれ三箇月間延長されるに伴つて、公団職員の特別職に関する規定の有効期間も、それだけ延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。